

広 監 第 2 7 号  
令和 7 年 3 月 3 1 日

請求人 あて

広陵町監査委員 赤 銅 修  
同 千 北 慎 也

### 広陵町職員措置請求について（通知）

令和 7 年 2 月 2 0 日付けで提出された広陵町職員措置請求（同年 3 月 3 日に修正提出。以下「本件請求」という。）については、下記の理由により地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める請求要件を欠くものであり、これを却下することが相当であると合議により決定したので通知します。

### 記

#### 第 1 本件請求の趣旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については、令和 7 年 3 月 1 7 日付け「補正書」（以下「補正書」という。）記載の内容を個人の特定につながるもの等を除き、原則、原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1. 町は「広陵町中央公民館再整備基本方針」において、「「広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会」の答申と「広陵町の文化芸術基本計画概要」を踏まえ、公民館の再整備の検討を行うこととしました。」と明記した。しかしながら、令和 4 年度事業「広陵中央公民館再整備検討基礎調査」では、突如「「公共施設の安全性」、「財政的負担の持続性」、「現在の中央公民館が果たしている機能の確保」を同時に実現する方法を検討」するとし、翌令和 5 年度は（その）調査結果を踏まえ、「再整備基本方針」（案）と検討する為「・・・住民アンケートや住民ワークショップ等を実施」した結果、第 3 案（集約再編）では、第 1 ステップで、は

しお元気村、第2ステップで役場庁舎、議場兼ホールを建設し、議場兼ホールを公民館機能として共用するとしている。ここには「中央公民館の建替え」は一切触れられていない。

これは、大学に委託した「広陵中央公民館再整備検討基礎調査」報告書に記載されている、同大学の推奨する「公共施設再編手法」－「施設と機能の分離」－そのものである。

本年3月議会で、「現在町が進めている上記の「第3案」は機能移転であり公民館条例に違反するのではないか」との質問に、企画総務部長は、公民館条例第1条の「「公民館を設置する」は設置義務を定めたものではない」と条例違反を否定。条例順守の行政を否定する驚くべき答弁を行い、現在すすめている「再整備基本方針」は条例違反であることを自らの言葉で開き直っている。

したがって「中央公民館を設置する」と規定している「広陵町公民館条例」に違反する2022年度「公民館機能の集約再編」のために支出した同大学PPP研究センターへの「中央公民館再整備検討基礎調査業務委託料」300万円及び2023年支出した「広陵町中央公民館再整備基本方針策定支援業務委託料」870万円は違法もしくは不当な公金支出である。これらの支出は1年以上を経過しているが、町当局が進めようとしているのは、「中央公民館建替え」ではなく「公民館機能集約再編」であることが公式で明らかになったのは、令和6年6月議会にむけて5月31日に開催された議員懇談会に配付された「広陵中央公民館再整備基本方針について」である。これは現時点から過去1年以内の事であるから監査請求を行う正当な理由がある。

令和6年度一般会計補正予算に計上された、中央公民館整備事業PFIアドバイザー業務委託料1,000万円、令和7年度債務負担行為としての700万円は「公民館建替え」ではなく、「広陵町公民館条例」違反の「公民館機能集約再編」のためのものであり、違法もしくは不当な公金支出である。

以上の「広陵町公民館条例」に違反した支出について、町長に返還させるなど適切な措置を講じるよう求める。また、令和7年度債務負担行為としての700万円の支出の差止を求める。

2. 2022年「広陵町の公民館建替え及び文化芸術の振興のあり方検討会」の早期建替えについての町長への答申で具体的な公民館再整備事業を検討し、その方策を提案する適切な機関の設置を要望し

た。また、２０２２年６月議会で承認された「広陵町文化芸術基本計画」で「公民館は地域共生社会のプラットフォーム」と位置づけ、求められる公民館像で、「誰もが参加できる生涯学習と文化芸術活動の拠点としての館づくり」と公民館の大切な役割、存在の重要性について叙述している。本来上記の「答申」を「基本計画」に沿った内容で適切な機関を設置し公民館の建替え（再整備）が図られなければならないのに具体的な進展がない。

「広陵町公民館条例」に則った「公民館建替え」事業を早急に進めることを求める。

3. ２０２４年８月人身事故を招きかねない公民館玄関上部の外壁一部が崩落した。町は２０２４年４月～２０２９年３月の間「広陵町公共施設包括管理業務」を民間事業者と７億２，０００万円で委託契約している。２０２１年７月に報告された「広陵町公共施設長寿命化（保全計画）」で公民館は、健全度評価（劣化状況の４段階評価）で外壁は最下位のＤ評価、「早急に劣化対策を講じる必要があり・・・対応の緊急性が極めて高くなっている」と指摘されている。本来４月「包括業務」開始後すぐに調査・点検し補修を行うべきところ、外壁崩落事故が起きてからその部分の補修をしている。その後外壁全体の劣化・補修対策がとられていない。これは「財産の管理を怠る」ものであり、「広陵町公共施設包括管理業務」の適切な運用を求める。
4. 公民館建替えに役立つようにと、２０２２年、２０２３年に開催した“手と手をつなぎ公民館建替えへ”「チャリティー文化のつどい」に寄せられた寄付金４１万５千円を建替えに役立つようにと町当局に寄付をした。町長は「ご寄付に際しお示しいただきましたご意志に沿って有効に活用させていただき・・・」と謝意を表明した。それにもかかわらず、後になって「私は建替えはないとはじめから言っている」などと言いだし、建て替えではなく、「公民館機能」と他施設に「集約再編」する方向に転換した。これは詐欺行為とも言うべきで、到底許すことは出来ない。寄付金４１万５千円は「広陵町みどりのふるさと応援基金」（公金）として積み立てられている。この募金についても町長が返還すべきものである。

## 第２ 却下と決定した理由

法第２４２条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法又は不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

このことから、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該地方公共団体の執行機関又は職員が行った財務会計行為について、法令等に違反している等の具体的な違法・不当性が主張されていることが必要である。

本件請求において、請求人らが監査請求の対象としている行為について、違法・不当性が主張されているかの審査を実施したところ、請求における請求の趣旨は、以下のとおりであり、中央公民館の機能を他施設へ集約再編することは条例違反であるとして、集約再編事業の差止及び建替え事業を進めることを求めるとともに、広陵町公共施設包括管理業務が適切に運用することを求めるに過ぎないものであった。

請求の趣旨（令和７年２月２０日付け及び同年３月３日付け「住民監査請求書」の内容について個人の特定につながるもの等を除き、原則、原文のまま）

- １．「広陵町公民館条例」に違反する「公民館機能の集約再編」事業の差止及び当事業に関連する違法・不当な事項に適正な措置を講ずることを求める。
- ２．「広陵町公民館条例」に則った「公民館建替え」事業を進めることを求める。
- ３．現状の公民館を含めた４４公共施設の設備点検・修繕業務につき、「広陵町公共施設包括管理業務」が適切に運用されることを求める。

このため、同年３月５日付けで請求人らに対し、同月１９日までに財務会計行為を明確にし、当該財務会計行為の具体的な違法・不当性の主張及び立証する資料を提出するよう補正を求めたところ、同月１７日に請求人らから補正書及び追加資料の提出を受けた。

請求人らから提出された補正書における主張の内容は、「第１ 本件請求の趣旨」で示したとおりであり、当該補正書における各主張に対して以下のとおり判断した。

#### 請求の趣旨 1 について

公民館の集約再編に係る事業費を町長へ返還させるよう求める内容としているが、集約再編の方針が条例に違反しているとの主張にとどまり、請求人らが求める建替えによらねば条例に違反するとの具体的な理由の記載及びそれを立証する資料の添付はなく、当該主張以外に別途個別の財務会計行為に対する具体的な違法事由の記載及びそれを立証する資料の添付もなされていない。さらに、当該支出を行った結果、具体的に町にどのような損害があったかの記載もなされていない。

したがって、請求人らの主張は、実質的には公民館再整備の方針決定という一般的な行政上の判断を問題とするものであって、財務会計行為の違法性・不当性が示されているとはいえないものである。

また、一年を経過している支出行為に対して監査請求を行う正当な理由とは、例えば、当該行為が極めて秘密裡に行われ一年を経過した後はじめて明るみに出たような場合あるいは天災地変等による交通と絶により請求期間を徒過した場合などのように、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したものについて、特に請求を認めるだけの相当の理由があるときを指すとされるところ、請求人らは、中央公民館の再整備の方針が明らかとなったのが一年以内であることから対象である旨主張するにとどまり、上記のような場合に当たるとの主張・立証はないことから、法第 242 条第 2 項ただし書の「正当な理由があるとき」に該当しないことは明らかである。

以上のとおり、財務会計行為の違法、不当事由を適示しているとはいえず、当該主張は住民監査請求の対象とならないものである。

#### 請求の趣旨 2 について

具体的な財務会計行為の特定がなく、単に中央公民館の建替えを要望するものであるため、住民監査請求の対象とならないものである。

#### 請求の趣旨 3 について

広陵町公共施設管理業務に対して「適切な運用を求める。」という要望にとどまっており、町が「財産の管理を怠る」と主張するも、どのような財産的損失が生じたのかについての具体的な記載がなく、住民監査請求の対象とならないものである。

#### 請求の趣旨 4 について

贈与によって現金を取得することは、法 242 条第 1 項にいう「財産

の取得」とは言えず、財務会計行為には該当しないことから、住民監査請求の対象とならないものである。

以上のことから、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求の要件を欠く不適法なものであり、却下するのが相当であると判断する。